

答 申 第 3 1 号  
平成16年11月17日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会  
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成16年7月14日付け青総第329号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

青森県情報公開審査会委員就任承諾書（平成16年1月改選時）に係る一部開示決定処分  
に対する異議申立てについての諮問

## 第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

## 第 2 諮問事案の概要

### 1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成16年6月11日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「情報公開審査会委員就任承諾書（直近のもの）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「青森県情報公開審査会委員就任承諾書（平成16年1月改選時）」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、「各委員の住所、自署及び印影」（以下「本件情報」という。）を条例第7条第3号に該当するとして不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年6月21日、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年6月27日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

## 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 本件情報は、条例第7条第3号に該当しない。委員の自署、印影を不開示にしている自治体は少ないと思われる。

(2) 情報公開審査会委員の住所は、川崎市では公開されている。議会の同意を必要としているので、議案書の中に住所が添付されている。多くの都道府県情報公開審査会委員の委嘱は、議会の同意を必要としないために、慣行として公になっていないだけである。情報公開審査会の重要性を認識していれば、公開の対象になると考えてもいいのではないか。

情報公開審査会に就任する人は、住所、生年月日、履歴が公表されることがあるかもしれないということは、十分に理解している。当然なこととして、各委員は、自署、印影が公になるということを想定している。

(3) 情報公開審査会委員の氏名が公表されているので、各委員の自署は、手書きで自己の氏名を記したと言うにとどまる。自署固有の形状があるにしても、氏名の形状のみでは、固有の個人識別情報であるとはいえない。日本文字が持つ書体の多様性を考えれば、自署による氏名に個人識別性があるとはいえない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

### 1 本件行政文書について

青森県情報公開審査会委員（以下「委員」という。）への就任に係る承諾書（平成16年1月改選時）であり、実施機関からの就任依頼を承諾した者（計5名）が、各個人

の住所、氏名（自署）、所属団体名及び職名を記載し、併せて各個人の印鑑を押捺したものである。

## 2 不開示情報該当性について

本件情報が条例第7条第3号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断した理由について、以下、説明する。

### (1) 条例第7条第3号本文への該当性

本件情報は、各委員個人の住所、自署及び印影であり、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当する。

### (2) 条例第7条第3号ただし書イへの該当性

本件情報について、公にすることを定めている法令等の規定は存在しないことから、以下、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報への該当性について検討する。

#### ア 各委員の住所について

各委員の住所については、現に公表されておらず、また、一般に公表慣行があるとは認められないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

#### イ 各委員の自署及び印影について

各委員の氏名は、既に公表されているところであるが、各委員個人の自署については、単に本人が手書きで自己の氏名を記したということにとどまらず、その固有の形状が個人識別情報として意味を持っているというべきであり、また、各委員個人の印影については、単に氏又は氏名を示すのみではなく、その固有の形状が個人識別情報として意味を持っているというべきである。

本件の場合、各委員の氏名が既に公表されているとはいえ、各委員個人の自署及び印影が明らかになるとまで認容、想定しているものとはいえ、さらに、一般にこの種の承諾書に記載又は押捺された自署及び印影の公表慣行があるとは認められ

ないことから、本件情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

以上から、本件情報は、いずれも条例第7条第3号ただし書イには該当しない。

### (3) 条例第7条第3号ただし書ロへの該当性

本件情報については、人の生命、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとまでは認められないことから、条例第7条第3号ただし書ロには該当しない。

### (4) 条例第7条第3号ただし書ハへの該当性

委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（特別職）であるが、本件情報のうち、各委員個人の住所については、委員としての職務の遂行に係る情報に該当しないことは明らかである。

また、各委員個人の自署及び印影については、新任者、再任者を問わず、委員の選任要件である「学識経験を有する者」（条例第18条第2項）に該当する候補者としての立場から記載又は押捺されたものであり、委員としての立場からなされたものではないことから、委員としての職務の遂行に係る情報には該当しないものである。

以上から、本件情報については、いずれも条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

以上により、本件情報については、条例第7条第3号本文に該当し、かつ、条例第7条第3号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当であると判断したものである。

## 3 その他

本件処分を行った結果、本件行政文書上は、各委員の氏名が表示されないこととなったため、異議申立人に対しては、本件行政文書の写しを送付する際に、各委員の氏名が記載された資料（青森県情報公開審査会委員名簿）を参考として添付し、可能な範囲での情報提供に努めたところである。

## 第5 審査会の判断理由

## 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものである（第1条）が、「原則開示」を理念とする本条例においても、条例第7条各号において不開示情報が定められており、個人等の権利利益の保護等との調和を図る必要がある。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示とした情報が条例第7条各号に該当するか否かについて判断するものである。

## 2 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が平成16年1月に行った委員の委嘱に当たって、委員の候補者から取得した委員への就任に係る承諾書であり、文書の件名、日付、宛名、住所、氏名（自署）、印影、所属団体名、職名及び委員の就任について承諾する旨が記録されている。

このうち、実施機関が不開示とした部分は、住所、氏名（自署）及び印影であると認められる。

## 3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第3号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第3号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定し、条例第7条第3号から除かれるものとしてただし書イないしハを掲げている。

(2) 本件情報は、いずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

なお、異議申立人は、本件情報のうち、氏名（自署）については、固有の個人識別情報であるとはいえない旨主張している。だが、自署が個人を特定するために極めて重要な機能を有するものであることを考慮すると、氏名それ自体とは異なる一定の意義が認められる。したがって、本件情報のうち、氏名（自署）が固有の個人識別情報ではないということはいえない。

また、本件情報のうち、印影は、単に氏又は氏名を示すのみではなく、その固有の形状が個人識別情報として意味をもっていると言うべきである。

(3) 次に、本件情報が条例第7条第3号ただし書口に該当しないことは明らかであるので、以下、条例第7条第3号ただし書イ及びハへの該当性について検討する。

#### ア 条例第7条第3号ただし書イ該当性について

本件情報は、いずれも、公にする法令等の規定又は慣行が存在しないことから、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

なお、異議申立人は、情報公開審査会委員に就任する者は、住所等が公表されることがあるかもしれないことを理解し、自署、印影が公になるということを想定している旨主張している。しかし、氏名それ自体については既に公表されているものの、氏名（自署）、住所及び印影が公になるとまで予想しているとは言えず、本件情報に公表慣行があるとは認められない。

#### イ 条例第7条第3号ただし書ハ該当性について

委員は、特別職の地方公務員であるが、本件行政文書は、実施機関が、委員候補者から、委員として委嘱する前に取得した文書であり、本件情報は、公務員である委員としての職務を遂行する場合における当該活動についての情報ではなく、委員としての具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報であるとも認められない。

よって、本件情報は、いずれも、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

以上、本件情報は、条例第7条第3号ただし書のいずれにも該当しない。

## 4 結論

以上のとおり、本件情報は、条例第7条第3号に該当するので、第1のとおり判断する。

## 5 氏名の開示について

当審査会は、以上のとおり判断するが、なお次の点を付言する。

行政文書には、公務員の職務活動の過程又は結果が、当該職務活動の責任者・担当者である公務員の氏名とともに、記録されているものが多い。当該公務員の氏名の記録が

自署のみである場合、当審査会の以上の判断を適用して当該自署を不開示とすると、当該職務活動の責任者・担当者の氏名が開示されないことになりかねない。

しかし、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、このようなことは、もとより、当審査会の望むところではない。実施機関は、上記のような場合、公務員の氏名が自署であっても、原則としてこれを開示しているとのことである。本件における審査会の判断は、このようなものについてまで、条例第7条第3号に該当する情報であるとして、不開示が妥当であるとするものではない。

なお、自署であることによって不開示情報に該当することとなる氏名は、不開示とせざるを得ないものであるが、当該氏名自体の開示については、情報提供など適宜の方法により対応することが望ましいものである。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。



別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 7月14日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成16年 7月30日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成16年 8月17日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成16年 8月24日 (第98回審査会)	・審査を行った。
平成16年 9月16日 (第99回審査会)	・審査を行った。
平成16年10月13日 (第100回審査会)	・審査を行った。
平成16年11月15日 (第101回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森大学社会学部助教授	
石岡 隆司	弁護士	会長
春日 修	弘前大学人文学部助教授	
平井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成16年11月17日現在)